

「『21世紀歴史学の創造』をどう読むか」研究会 第一部】 土地所有と領土問題：尖閣諸島の「国有化」を契機として

小谷, 汪之

(出版者 / Publisher)

法政大学国際文化学部

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

異文化 / 異文化

(巻 / Volume)

16

(開始ページ / Start Page)

178

(終了ページ / End Page)

209

(発行年 / Year)

2015-04

[[『21世紀歴史学の創造』をどう読むか] 研究会 第一部]

「土地所有と領土問題——尖閣諸島の「国有化」を契機として」

小谷 汪之

はじめに

シリーズ『21世紀歴史学の創造』（全9冊）について考える研究会を企画していただき、大変ありがとうございました。このシリーズは気恥ずかしいような、壮大なタイトルを掲げておりますが、私はその中の第3巻『土地と人間——現代土地問題への歴史的接近』を山本真鳥さん、藤田進さんと一緒に書きました。私の学生時代はまだ「戦後歴史学」といわれるような潮流の強い時期でしたが、その中での主流は何と言っても、土地制度史でありました。それで、私自身も土地に関する問題から歴史学に入ったわけです。今日は、その延長上で、『土地と人間』の中では全く触れませんでした、土地所有と領有権がどういうふうに関係するののかという問題を考えてみたいと思います。

なぜ土地領有権の問題まで考えないといけないと思ったかといいますと、その契機は尖閣諸島の「国有化」という問題でした。民主党の野田内閣の時、2012年の9月でしたが、尖閣諸島が「国有化」されました。その時の、新聞報道等を見ていると、いかにも人を惑わすような報道が多かった。尖閣諸島の「国有化」というのはあたかも日本政府が尖閣諸島を領土とした、領土主権を主張したというように受け取れる報道がかなりありました。心ある人は、そうではなくて、あくまでも尖閣三島（魚釣島、南小島、北小島）の私的所有地を国家が買い上げて国有地にしたという、土地所有の問題であると言っていた

のですが、多くの場合、土地所有の問題と土地領有の問題がこんがらがった形で報道され、日本と中国あるいは台湾のナショナリズムを刺激することになってしまいました。尖閣諸島の「国有化」というのが単に土地所有権の移転の問題であることが明確に報道されていれば、あれほど騒動にならなかったのではないかと思います。

そういったことがあって、尖閣諸島の問題をきちんと考えないといけないと思ったわけですが、一番最初に興味を持ったのは、ああいう1890年代まで人っ子一人一度も住んだことのない、いわば絶海の孤島に、なぜ私的土地所有権が存在するのかということです。あんな島に私的土地所有者、地主がいるということが極めて不思議に思われた。それで、どういう経緯であそこに私的土地所有権が発生し、地主が存在することになったのかを調べてみました。それがきっかけとなって、概念的には全く違う事柄である土地所有と領有権の二つの問題が相互にどう関連するのかを考えてみたくなったというわけです。従ってここでは、まず土地所有権の問題について、『土地と人間』で書いたことを要約しながら述べ、それから領有権の問題を尖閣諸島を具体的な素材にして考えていき、最後に土地所有権と土地領有権をどういう関係でとらえるべきか、という問題を提起したいと考えています。

I 「戦後歴史学」の主流として土地制度史

1 農地改革のインパクト

私は大学に入ったのは1961年ですが、教養学部を終わった後、文学部東洋史学科というところで東洋史を勉強することにしました。前にのべましたように、その時はまだ「戦後歴史学」と言われるような風潮の時期で、戦争に対する反省とか日本の侵略に対する自己批判といったものが非常に強く意識されていた時代でした。その頃、歴史学の主流は社会経済史、なかでも土地制度史だったと思います。それか

ら約 50 年たち、今日の歴史学では、土地制度史をやる人はほとんどいなくなり、いまや主流は農村史ではなく都市史、経済史ではなく文化史であるといってもいいかと思います。それは日本社会や世界の大きな変動の中で歴史学の風潮が変わってきたわけで、仕方がないことだと思いますが、私は今日なお土地問題というのは極めて重要な問題であると考えております。

それで、「戦後歴史学」において、土地制度史がなぜそれほど重要な意味を持ったかということですが、その一つの大きな契機はやはり戦後の農地改革だと思います。農地改革は、1945 年に日本が敗戦し、連合国軍という名前のアメリカ軍の占領下に置かれた時期に行われた政策ですが、実際には 1946 年から 1950 年まで 5 年間にわたって行われました。その法的根拠は自作農創設特別措置法と改定農地調整法、この二つの法律でした。農地改革というのは、要するに地主的土地所有を廃絶して、自作農を創設する、簡単に言うとそういうことです。その状況を若干見ておきたいと思います。

農地改革は実際には 1946 年に始まりますが、1945 年に遡って施行されました。1945 年段階で田圃と畑を合算した日本の全耕地面積は約 516 万ヘクタールでした。1 ヘクタールというのは 100 メーター四方の土地で、日本的に言うとはほぼ一町歩です。大体 520 万ヘクタールくらいが昭和期の日本の全耕地面積で、ほぼ一定していました。1945 年では、そのうち小作地が 236 万 8000 ヘクタールで、全耕地の 45.9% です。要するに全耕地の半分くらいが地主の土地所有下において、小作地として小作に出されて強烈な小作料の搾取が行われていたというわけです。それが、農地改革が終了した 1950 年段階だと、総面積が 520 万ヘクタール、小作地は 51 万 5000 ヘクタールということで、全耕地面積の約 10% まで減っています。そういった意味では、農地改革というのはかなり徹底して行われ、これによって日本の地主制度は廃絶されたと言えます。

それが 1950 年ですが、その次の年、1951 年には、いわゆるサンフ

ランシスコ平和条約によって、日本の独立が達成されることとなります。そうすると、今まで占領軍政下において制定されていた法律をもう一度作り直すという、ポツダム政令廃止という事態になります。それで農地改革に関する二つの法律も廃棄されて、それに代わって、1952年に農地法が制定されます。これが農地法の最初のもので、今の農地法は、1952年の農地法に逐次改定を加えてきたものです。この1952年農地法の理念は、「耕作者主義」といわれるもので、1952年農地法の第一章第1条には、「農地はその耕作者が自ら所有することを最も適当と認める」とされています。農地を所有する人間が耕作するのが最も適切なのだというわけです。

この農地改革によって日本の農業は非常に発展しました。耕地面積でみると、1961年の全耕地面積は609万ヘクタールで、これが少なくとも耕地面積でみた限りで、日本農業のピークです。今から50年ちょっと前です。地主制を廃絶して自作農を創設するという、小経営自作農経営で農業をやっていくという農地法の理念がうまくいってここまで来た。それに、戦後、外地から帰国した人々がそれまで耕作されていなかった土地の開墾を各地でおこなったということも大きかったと思います。

こうした農地改革の強烈なインパクトがあって、「戦後歴史学」は土地制度史に大きく重点がかかっていた。その影響を受けて、私自身も土地制度史に関心を注いでいたというわけです。

しかしその後は日本の高度経済成長による工業化があって、農村人口の減少とか、特に80年代以降におけるグローバル化の波の中で、日本の農産物価格は国際水準よりずいぶん高くなってしまった。そういった国際環境の変化によって、日本の農業はだんだん衰微していくわけですが、2010年の統計を見てみますと、全耕地面積が453万7000ヘクタールで、全盛期の約4分の3です。農業従事者も453万人で、かつて1961年段階では、農業従事者は約600万人ですので、農業従事者から言っても4分の3に減っている。こういうのが

日本農業の現状であろうかと思えます。そんな中で、2009年の農地法改定で、農地法第一章第一条から「農地はその耕作者が自ら所有することを最も適当と認める」という文言が消えました。要するに、もう「耕作者主義」ではやっていけない、小経営自作農でやって来た日本の農業が、国際環境の変化によって、もう成り立たなくなっているというのが為政者の認識なわけです。しかし、かといってそれに代わる理念が生まれているかということ、そうとは言えないのであろうかと思えます。

従って、これから日本農業をどうするかということは、土地問題、農地所有の問題でもあるわけですから、土地をめぐる問題というのは依然として重要な課題だと思えます。

2 土地制度史という枠組

しかし、土地制度史という枠組は私たちの思考の回路を制約する、一つの枠組にもなっていたように思われます。それは、『土地と人間』の中で書いたことなのですが、土地制度史を通して、近代的私的土地所有、すなわち土地に対する一物一権の絶対的・排他的支配権、こういうものとしての近代的土地所有が規範的価値とみなされ、それに向けての動きを歴史の発展とするような考え方が広まったのではないかと思うのです。

近代的私的土地所有は、日本やインドのような国の場合、上から強行的に作り出されたものです。日本の場合、明治初年の地租改正によって作りだされたものですし、私が『土地と人間』の中で取扱ったもう一つの事例であるインドの場合だと、ライーヤトワーリー制度という土地制度によって19世紀前半に作り出されました。ライーヤトとは、インドの農民のことです。近代的私的土地所有権が存在しなかった社会に、近代的私的土地所有を強引に導入して、社会構造を変えていってしまうという変革が強行的に行われたという点で、地租改正とラ

イーヤトワリー制度とは、基本的には全く同じ本質を持ちます。

私たちはこういうものとしての近代的私的土地所有が絶対的に機能している社会に生まれ育ったわけで、そのことが私たちの思考の桎梏となって、そうではない社会を構想する想像力を私たちから奪い取ってしまっているのではないか。近代的私的土地所有に土台を置くのではない社会、そういう社会が歴史上今まであったし、これからもありうるということを考えるのが難しくなっているのではないか。それが、今日私たちを取り巻いている状況であろうかと思えます。

それを言い換えると、『土地と人間』の中で書いておきましたように、私たちは土地を公共財として考える感覚を失って来たのではないかと思うのです。公共財については、最近特にコモンズという概念でいろいろなことが語られてきました。このコモンズというのは、法学の畑の人がよく議論することで、歴史学ではあまり使わないことばなのですが、コモンズの議論は土地問題に関して非常に示唆的であろうと思えます。土地を一人一人の人間の絶対的支配権の及ぶ物権の対象としてではなくて、公共財・コモンズとしてとらえるような社会を考えることが非常に重要だと私は思います。

Ⅱ 尖閣諸島の「国有化」とはどのようなことなのか？

1 「無主地の先占」——日本政府の尖閣領有の根拠

以上のことは、『土地と人間』の中で書いたところですので、土地所有の問題についてはさしあたりこれくらいにしておいて、次に、尖閣諸島の「国有化」とはどういうことなのかという問題について考えていきたいと思えます。

先ほど言いましたように、メディアの報道において、尖閣諸島の「国有化」という言葉が独り歩きをして、何のことかよく分からない言葉として流布してしまった。しかし、これはあくまでも、尖閣諸島の中

の三つの島にある私的所有地が国有地になった、国が私有地を買収したということなのであって、領有権の問題とは無関係である。そのことをまず前提として述べておきたいと思います。

今日、尖閣諸島の領有権をめぐる、日本と中国と台湾が争っているわけですが、日本政府は尖閣諸島領有の根拠、いわゆる権原を何に求めているのかというと、国際法上の無主地先占の法理というものです。

16世紀くらいからヨーロッパ諸国が世界中に進出して、領土の取り合いをやる。その中でだんだん、こういう手続きを踏めば領有権を主張できるというルールが、国際法として形成されていく。無主地先占はその法理の一つです。無主地は *terra nullius* というラテン語で表されているのですが、これを最初に占取するというのが先占なのです。占取はラテン語で *occupatio* と言います。無主地 *terra nullius* を *occupatio* した場合に、領有権が発生するという、国際法上の無主地先占という法理が、日本政府の尖閣諸島領有の根拠とされているのです。

しかし、無主地の先占という概念には、二つの意味がある、あるいは意味が途中で変わっていった、ということがあるようです。例えば、有名な航海者、キャプテン・クックは、1768年に第一回目の太平洋航海に出発したのですが、その時海軍本部から、秘密の訓令を与えられていました。それは、太平洋上に島を見つけた場合、もし島に住民がいる場合はその原住民の同意を受けて、英国による領有を宣言せよ、もし島に住民がいなかった場合は、直ちに領有を宣言せよというものでした。この場合には、無主地というのは、誰も住んでいない土地ということでした。

その後19世紀になると、無主地の概念が変わってきて、大変ひどい話になってくるわけです。その最終的な帰結が1884年から85年にかけて、ドイツのベルリンで開かれたベルリン・西アフリカ会議でした。このベルリン会議というのは、西アフリカと言っても、コンゴを

めぐる国際紛争を調停するための会議で、その時に、こういう手続きを取れば領有を主張できるという最終的なルールが作られました。この西アフリカ会議の参加国は16か国で、アジアではオスマン帝国だけが入っています。もし、オスマン帝国をヨーロッパの一部と断言すると、日本を含めてアジアの諸国は全く入っておりません。イギリス、フランス、ドイツ、ベルギーが中心です。このベルリン会議の一般議定書第6章は「アフリカ大陸沿岸部での新たな占領が有効とみなされるための根本条件に関する宣言」というものです。その宣言の第34条は、占領の通告義務を定めたもので、新たな領土を占領した場合は締約国にその旨通報する義務があるとされています。第35条は、新たに占領した占領地において、権威を確立する義務に関するもので、治安維持であるとか、住民の保護であるとか、財産の保護とか、そういう権威を確立する義務があるとしています。いわゆる実効的支配ということです。この二つが行われれば、その占領は有効とみなされるというわけです。

問題は、この場合の無主地ということで、この時コンゴにはアフリカ人がたくさん住んでいたわけです。土地に対しても、様々な権利、それは、所有というのか、占有というのか、いろいろあると思うのですが、何らかの土地に対する権利を持つアフリカ人がたくさん住んでいた。それにもかかわらず、ここは無主地であるということになった。それではなぜ無主地かという、そういう住民を統治する国家が存在していないということで、無主地というのは、国家が存在しない、国家の領有権が及んでいない土地だという理解になったわけです。しかも、その国家というのは、ヨーロッパ諸国が認めるような国家でなければいけない。アフリカにも、首長制国家といったポリティーは存在した、しかしそんなものはヨーロッパ人の基準では国家と認められない、となると、そこは無主地であるということになってしまったのです。

日本政府の尖閣諸島領有の根拠は、この無主地先占の法理です。従っ

て問題は、この無主地先占の法理が今日でも認められるかどうかということ。あるいは、無主地先占の法理に従って領土を獲得したという事実があった場合、その領土主権を今日そのまま認めることができるかどうか、認めていいかどうかという問題であります。

2 尖閣諸島の「国有化」

それで、この無主地先占の法理の問題を尖閣諸島を具体的な素材として、考えていきたいと思います。

1868年に明治維新があって、1872年に日本政府は、それまで島津藩を通して間接的に支配下にあった琉球王国を廃絶して、琉球藩という藩を設置します。これはまた非常に不思議な話で、その前年、1871年に廃藩置県が行われて、本土では藩が廃絶されて県になります。しかし、琉球の場合はその翌年に、琉球藩をわざわざ作った。それはやはりおかしな話で、1879年には琉球藩を廃止して沖縄県を設置します。この過程が琉球処分といわれるものですが、この時、清国はこれに強く抗議しています。琉球王国は両属国で、清国にも日本にも服属していたので、清国は琉球処分に強く抗議しました。しかし、実質上沖縄県になっていったわけです。

1885年（明治18年）に、福岡県出身で、那覇で海産物商「古賀商店」を営んでいました古賀辰四郎という人物が、尖閣諸島、正確には尖閣四島（魚釣島、南小島、北小島、久場島）の借用を日本政府に願い出ます。地図を見ると、尖閣諸島というのはいかにも台湾や中国に近いところ。石垣島や西表島や与那国島、いわゆる先島諸島の北側にあるのが尖閣諸島です（59頁付図参照）。小さな岩礁みたいなのを除いて、魚釣島、久場島、南小島、北小島、それから東の方に50キロほど離れて大正島、これらをひとまとめに尖閣諸島といいます。そのうち久場島は中国の文献に黄尾嶼という名前が出てきますし、大正島は赤尾嶼という名前が出てきます。

1885年に、古賀辰四郎が尖閣四島の借用願を政府に出した時、日本政府は、尖閣諸島の主権の帰属が不明確である、つまり、清国が領有権を主張するかも知れない、ということで、借用書を預かるということにしました。ところがその約10年後、1894年8月1日に日本政府は清国に宣戦布告して、日清戦争になります。翌1895年1月、この頃になると日本の勝利はほぼ動かない状態になりましたので、日本政府は尖閣諸島の沖縄県編入と国標建設を閣議決定しました。この閣議決定によって、無主地の先占が行われ、尖閣諸島の領有権は日本に帰属することになったというのが、日本政府の公的見解です。この場合の尖閣諸島は、大正島まで含めて5つの島です。しかし、この時実際に国標を建てたかという、建てていないのです。実際に建てたのは1969年で、東シナ海に石油が埋蔵されている可能性が指摘されてからです。

1895年4月17日に日清戦争は終結しました。この時、清国は完敗ですから、尖閣諸島の沖縄県編入について抗議することはとてもできる状態ではなかったの、何も言っていません。その翌年、1896年に、政府は古賀辰四郎に対して、尖閣四島、すなわち魚釣島、久場島、南小島、北小島の30年間無償貸与を決定しました。それで、古賀辰四郎は尖閣諸島の開発に乗り出すわけですが、まずアホウドリの羽毛の採集を行った。アホウドリの羽毛はヨーロッパ向けの輸出品です。それから、グアノという燐鉱石、鳥の糞などが厚く層になって化石化したもので、肥料になります、この採掘を行った。しかし、この2つはすぐに枯渇してしまい、それに代わって登場したのが鰹節です。鰹がたくさん取れる海域ですから。それに、日本人は今よりたくさん鰹節を使用していたのでしょう。全盛期には200人くらいの方が魚釣島に住んでいて、古賀村と称されたそうです。もちろん行政的には村ではありませんが。1918年（大正7年）には、古賀辰四郎が亡くなり、息子の善治が事業を継承しました。

1926年には、尖閣四島の30年無償貸与の期限が切れて、有償に変

われます。それで、古賀善治が地租の支払いをするようになりました。1932年（昭和7年）には、古賀善治が尖閣四島の払い下げを申請し、政府は15,000円で払い下げました。これによって私的土地所有権が、4つの島に発生したのです。無主地の先占という時に、こういうことはよくあるわけです。土地領有宣言をすると、同時にそこには国家による土地所有が発生します。土地領有と同時に、土地所有も発生する。そのうちの国家的土地所有が払い下げられると、そこに私的土地所有が発生するということです。

1940年頃になりますと、戦争が激化して、事業はとてもできないということで、古賀善次は事業継続を断念、尖閣諸島は再び無人化しました。1945年4月、米軍が沖縄を占領し、尖閣諸島も米軍の施政下に入りました。1950年代になると、大正島と久場島が、米軍の爆撃演習場に指定され、そのため、久場島に関しては、古賀善治に借地料が支払われるようになりました。大正島は一貫して国有地ですから、そういうことはないのですが。

沖縄返還の2年後、1974年に、古賀善治は南小島と北小島を埼玉の栗原国起に譲渡しました。この古賀の家と栗原の家との関係がよく分からないのですが、無償で譲渡したようです。1978年に古賀善治が亡くなると、妻の花子が魚釣島を埼玉の栗原に売却しました。その代価が約4,600万円だったということです（この額はいま一つはっきりしませんが）。1988年には古賀花子も亡くなって、遺言で久場島も栗原に譲渡されました。無償で譲渡したのだと思います。こうして、尖閣四島は、この栗原国起という人物の所有物になりました。

2002年、尖閣諸島の問題が緊迫してきましたので、日本政府は栗原との間で、魚釣島、南小島、北小島の賃貸借契約を交わします。久場島は、米軍の射爆演習場ですので、すでに栗原との間に賃貸借契約が交わされていました。それでもまだ不安定だということで、2012年、野田内閣の時に、政府は栗原から20億5000万円で魚釣島、南小島、北小島の土地所有権を購入しました。これが、尖閣諸島の「国有化」

ということの内実です。この時、久場島は米軍の爆撃演習場になっていたため、「国有化」されませんでした。したがって、久場島はいまでも私有地で、日本政府（防衛庁）から地主に借地料が支払われています。

Ⅲ 土地所有権と領有権——Appropriation（専有）概念を媒介として

以上を踏まえて、土地所有権と土地領有権の関係という問題を考えてみたいと思います。この二つは全く別個の概念ですが、それにもかかわらず、密接不可分の関係にあります。例えば、尖閣諸島の場合、国家が無主地先占による領有権を宣言した途端に、そこに国家的土地所有という土地所有も発生しました。その国家的土地所有が払い下げによって私的土地所有に転化したわけです。このように、土地所有と領有とは密接不可分な関係にあるということが出来ます。

そこで、土地所有権と領有権とを概念的に明確に区別した上で、両者の関係を考えてみようということなのですが、その手掛かりとして、appropriation（専有）という概念を使ってみたいと思います。土地所有と土地領有とを同じ理論的枠組みの中でとらえる概念として、appropriation という概念を用いたいということです。Appropriation という概念は、いろいろな人がいろいろな使い方をしていますが、私はマックス・ウェーバーからヒントを得ました。ウェーバーは『一般社会経済史要論』とか『経済と社会』といった最晩年に書いたもの、あるいは講義録で、appropriation という概念を非常に重視しています。ウェーバーの「社会経済史」構想は、土地に対する appropriation と、人間の労働力に対する appropriation、この二つの組合せによって領主制的社会関係の形成を考えていこうというものです（拙稿「マックス・ウェーバーの農業制度史構想とインド——『インド的な発展に固有のもの』」『思想』2014年11月号、参照）。その appropriation とい

う概念を、土地所有だけではなくて、領有権の問題についても、適用できないだろうかということを考えています。

Appropriation というのは、平たく言ってしまえば、自分のものにする、わがものにしてしまうということです。例えば、無主地の先占という場合も、一つには無主地というのは人によって appropriation されていない土地という意味で、住民がいない土地とか、無人島とかです。もう一つは、国家によって appropriation されていない領土という意味で、appropriation という概念を使うと、ヨーロッパで発達した無主地に関する二つの意味というのがいずれも説明がつくであろうと思います。そうすると、appropriation の根拠、法的に言うと権原、は何かという問題になりますが、土地を人が appropriation する権原は、一つは開墾であり、もう一つは他人が開墾した土地の征服です。それに対して、国家が土地を appropriation する権原は、一つは先占で、もう一つは他国の領土の占領です。それでは、appropriation した権利を担保するものは何かというと、土地所有に関しては、時効取得 prescription という概念があります。例えば、ある土地を他人から何の文句も言われることなく 20 年間占有し続けると、所有権が発生する、そういうのを土地の時効取得と言います。平穏な占有の持続ということが、その土地に対する appropriation を担保するわけです。それに対応するのが、先占地における權威の確立、いわゆる実効支配 effective control です。領有権を担保しているのは、実効支配、実際に支配して秩序を維持しているということなのです。土地所有権と領有権とはこういう対応関係になるのだらうと思います。そういった点で、土地所有権と土地領有権というのは、概念的に全く異なりますが、非常に密接に関連するものと考えています。

おわりに

最後に、尖閣問題のような領土問題をどうしたら解決することがで

きるのかということですが、国際的な領有権をめぐる問題、領土問題を解決するためには、国家による appropriation、国家がある範囲の土地をわがものにする、その仕方を問題にしないとイケない。しかし、私的土地所有権と領有権とが密接不可分のものだとすると、人が土地をわがものとして、土地に対して排他的・絶対的支配権を及ぼすという近代的私的土地所有という考え方を改革していかないと、領有権の問題も解決できないのではないかと。両方とも同じ appropriation の問題ですので、領土問題を解決するための法理というのは近代的私的土地所有権を乗り越える法理を持たないと無理なのではないか。これは後で南塚さんのところで出てくると思いますが、南塚さんが朝日新聞の「声」欄に投書して、領土問題の解決のための問題提起をしています。このときの南塚さんのお考えは私としてもよく分かるのですが、やはりもう一つ、領土問題を解決するには、土地をわがものにするという、近代的私的土地所有権を乗り越える法理を模索しなければ、本当の解決にはならないのではないかとということをお自身の問題意識として提起しておきたいと思っています。私的土地所有権を神聖不可侵とするような今の社会のものの考え方が続いている限り、領土問題を解決することは極めて困難であるというのが、今私が考えているところです。前に触れましたコモンズ論というのは、その点で極めて重要だと思います。

【コメンテーターより】

①山本真鳥氏

大変示唆的なお話をうかがいました。前半の方は先生の御著書のサマリーなんですけれども、尖閣諸島について知らないこともいっぱいあったし、学ばせていただきました。私は同じ巻の中で太平洋の土地制度についていろいろ考察しています。人類学でも土地所有というのは決して人気のあるテーマではなくて、ものということに関心を示さ

ない風潮がずっとありました。ここしばらく、また、ものに関する議論が戻ってきているんですが、不動産ではなくて、動産の方ですね。人類学でも土地は必ずしも若い人たちに人気のあるテーマではないと思います。

私は太平洋の社会について書くということが課題だったものですから、小谷先生にお誘いをいただき土地問題について書いてもいいですよとご返事したんですが、やってみたら実はすごく大変で、ハワイとかニュージーランドとかでは猛烈な業績の蓄積というのがございまして、そういうのを網羅するのは大変なことです。そういう意味では、ちょっとおっかなびっくりああいうものを書いたんです。ただ人類学では、昔からよくされている議論があるので、そこからいくつかコメントします。

採集狩猟民と農耕民とは基本的に全然土地に対する考え方が違います。オーストラリアは採集狩猟民だったわけですが、そこそこの農耕民のいた地域とでは、かなり状況が違ってきます。

先生はベルリンの西アフリカ会議について書いておられまして、これも大変影響力があったかと思いますが、ポリネシアなどの首長制の多い地域ではそれよりもっと前に保護領とかそういった議論が進んでいっています。そういう時は、現地の王国とかをヨーロッパ人は決して尊重しなかったというわけではありません。例えばフィジーの場合などは、一応、王と目されるような最も権力のあったチーフと領土割譲の条約を結んでいるわけです。1840年のワイタング条約も、一応、首長と条約を結んで保護領化しているわけなので、そうむちゃくちゃに土地収奪をやっているのではないんです。オーストラリアの場合は、無主地として、誰も主がいなかった土地だとして占領を始める。あそこはやはり採集狩猟民であり、採集狩猟という生業自体が、その当時のヨーロッパ人にとっては生業として考えられてなくて、土地を利用しているとは思っていなかった。つまり農耕をしている人たちしか視野に入っていなかったということがあるんじゃないかと思います。ネ

イティブの人たちの側でも、採集狩猟民の土地概念というのは農耕民とはずいぶん違って、明確な境界みたいなものはないわけです、領域的な土地所有というはっきりしたものはなかった。

農耕民となりますと、ここは小谷先生と私とでずいぶん意見が違っていたところですが、共有というかコモンズみたいなものがあるかないかというか、コモンズみたいなものをどう考えるかです。人類学の議論では長らく、共同体所有というのとは違うかも知れませんが、親族が集団で所有するという共有地というのは、あったと考えられています。それが集団の代表者の首長などの名の下に所有されていたり、皆のものだということが強調されていたりなど、ケースバイケースです。ただし、実際には分割されて個別のファミリーが耕作しているのが普通です。それと、現在行われているコモンズの議論は、ちょっと違います。コモンズというのはむしろ、地縁共同体が農耕地以外に里山みたいな形で利用している土地です。耕作を行うようなのはコモンズではなくて、枝を集めたりとか、きのこを採ったりとか、そういう共有地なんですね。それはわりといろいろな社会に存在しています。例えばハワイなんかでも、海の近くの土地は個別の大家族が耕作してタロイモ田を作っていたわけですが、島の高いところはたきぎや薬草をとるコモンズになっていて、共同体全員で利用していました。後に王様や首長が自分の土地だと言って取り上げてしまったとき、村共同体のようなところが共同で使っていたコモンズがなくなって大変苦労したというような話が出てくるわけです。

こうやって尖閣諸島の問題というのをみてみますと、確かに、専有という概念をどう考えるかとか、私人の appropriation というのをどう考えるかというのが、実は大変大きな問題です。私は人類学をずっと勉強してきていますが、個人の appropriation が絶対ではないと思っています。人類学者としてそういうことを言うてはいけないという人もいます。なぜなら、先住民の先住権を絶対とは考えないというのに等しいからです。先住民の権利を、ずっと強い側、ヨーロッパ側の

人たちが、日本人もそうですが、侵害してきた歴史は長くて、日本では北海道の問題なんかもあります。私自身はそういうことを正当化しようと考えているわけでは全くないのですが、現在のまま先住権をずっと主張して、広大な土地をその人たちだけで専有するということになる、地球がどんどん狭くなってきたときに、何らかの対策を考えないといけないと思うのです。再分配ということもありうるだろうし、先ほどおっしゃっていたように、人はどれだけの土地が必要かという、必要以上の過剰な部分はみんなで違う形で利用することを考えないといけないと思うわけです。やはりそういう意味での私人の appropriation を絶対視するという考え方は万能ではないので、何かほかの対案を考えていかないといけないのではないかと思います。それが共産主義のような形では、現在までのところうまくいかなかったわけで、また別のアイデアというのが必要になっているのかも知れない。そんなことを考えています。

②伊集院立氏

私はこのシリーズでは、土地制度の問題は全然書いておりません。にもかかわらず、なぜ小谷さんの問題提起にコメントするのか、分からないところもありますが…。

私がやっておりますのは、ナチスと農民運動についてです。しかも、今日地図をお配りしましたが、ラインラントという西側の地域の農村社会の変容を背景にした「運動」をやっております。小谷さんが今日話されたいろいろな問題、大変興味深い問題でして、10分という短い時間ですが、一応、A4のレジメと地図をお配りしました。レジメには土地所有と書きました。しかし、本当に「所有」でいいのかということがあります。タイトルに「土地所有と領土問題」とありましたので、それに引きずられて「土地所有」としました。今、appropriation（私物化）という言葉が出ていましたが、実態としては、「支配」の方がいいかも知れない。あるいは、専有。大土地所有なのか、

大土地支配なのか。こういうことが小谷さんの方から提起されていると思いました。

これは、ドイツの場合には、地図を見ていただきますとお分かりのように東と西とがはっきりとは分かれていません。しかし、農業の生産形態から見ると東の方は、オストエルベと呼ばれる、大土地支配の地域です。西の方は、ラインラントを中心として、中小農が主要な生産形態で、領主の土地専有とは言えないですね、土地の支配者というのは等族、ドイツ語ではシュテンデ (Stände) といいますが、有力な領主と言いますか、当該地域の支配権を持っている人ですね。小谷さんは詳しいと思いますが、ドイツにはゲヴェーレ (Gewere) という言葉があるんです。分かりにくい言葉なんですけど、日本でいうと藩みたいなものですね。あるいは今テレビでやっている黒田官兵衛。彼が秀吉から豊前の築上というところを領地としてもらうわけです。その領地をもらうこと自体が、領地に伴う様々な権利を自分のものにする、私はそう簡単に理解しているんですが。そういうようなことがドイツでもありまして、これはマックス・ウェーバーが、日本の藩の制度はゲヴェーレに近いというようなことを言っています。

「人の支配と土地の支配」とそこに書きましたけれども、これは所有じゃない、「人の支配」、ドイツには、ハウス (Haus) という考え方があるんですね。Unser Haus、我々の仲間と言いますか。これは、その地域においては、会社でも、研究所でもいいんです。私がボンの農業政策・農業社会学研究所にいたときも、Unser Haus と言われました。「我々の家」だと言うんですね。その中の掟というのがあります。研究所には大した掟はありませんが、10時にはコーヒータイムに集まるとか、自分の誕生日にはケーキを配るとかいったことがありました。そういう習わしみみたいなものに従うのも、Haus という考え方なんですね。土地に関係しないで、人の管理と言いますか、人の支配の秩序というのを受けている。

ところが、土地には人がついている。例えば、農奴がいる、職人が

いる、こういうところに対する支配権を得て、そこを支配する。官兵衛の築上はそういう例になるかと思いますね。オストエルベでは、大土地所有制というように言われていますけれども、領主が、つまり、グーツヘア（Gutsherr）、大土地所有者が、その土地の支配者ですね。ヘア（Herr）というのは主人という意味ですから。それが農民を管理する。具体的には領主の下に複数の経営管理者がいて、彼らが農作業の段取りや農民を管理する。管理者は農民たちの家族構成や、日々の体調まで把握して作業体制を組む。ライプヘア（Leibherr）というのは、農民たちの体を支配するという。まあ、労働力管理ですね。裁判権、行政支配に、教会支配。人の心、宗教まで支配する。こういう権利をグーツヘアがすべて受けるんですね。日本の土地支配のシステムがドイツのオストエルベのそれによく似ているということで、戦後の日本で土地制度史の研究がとても盛んだったと、私は理解しています。

これが西の方ではどうかというと、私がやっているのは西のラインラント地方なんです、ラインプロビンツ（Rheinprovinz）というのが地図ではベルギーの近くにありますが。そこにビルケンフェルト（Birkenfeld）というところがあります。そこに"old"と表示されているところがある、これはオルデンプルク（Oldenburg）の略なんですね。北の方には、リュベックの近くにも"old"つまりオルデンプルクの飛び地があります。ブレーメンの近くにオルデンプルク大公国 Großherzogtum Oldenburg というところがありますが、ここが、これらの飛び地を含めた、オルデンプルク領を支配している領主がもともと住んでいるところなんですね。地図上で"old"と表示されたこれらの地域がオルデンプルクの飛び地になったのは、ウィーン会議の結果なんです。このビルケンフェルトの歴史について、A4のレジメ資料に書きましたが、最初はこの地域はシュボンハイム（Sponheim）という人が支配していました。この地域は777km²で、大体佐渡島よりちょっと大きいくらいです。このシュボンハイムの所領が1437年に

バーデン辺境伯＝ヴェルデンツ伯爵領に変わる。それは、そこに住む人々が入り変わるのではなく、支配者が変わるんです。1817年には、ウィーン会議の結果、南のところがオルデンプルク大公の領地になる。オルデンプルク公としては、そんな遠いところは困る、その地の人も知らない。言葉も違う。しかも、北の方の小さい領地ももらった。ナチス時代にもこの領地は、郡（ラントクライス Landkreis）として残っている。これが完全にラインラントの行政区に編入されるのは、1946年なんですね。

なぜこのようなことが可能なのか、それは西では大土地所有ではなく15Haからせいぜい200Haくらいの土地所有者としての農民が主体で、彼らが穀物・酪農など独自経営をしているからだと思います。幾つかの有力貴族たちはこうした中小農民の経営に直接関わらず「政治的に支配」するだけです。農民の労働力、裁判権、行政支配、教会支配、人の心、宗教まで支配する東とはかなり違っていると思います。

ところで、ワイマル憲法第2条第1項では「ドイツ国家（ライヒ）はドイツの諸邦（ラント）の領域によって成り立つ」とあり、ドイツという国の領域はラントの領域が基本になっているんですね。また、現在のドイツ基本法は第23条で「基本法の適用領域」として16の州が列挙される形式になっていますので、日本や中国で主張する「歴史的固有の領土」という考え方はとられていなくて、領土とはドイツの憲法である「基本法」が効力を持つ領域だという考え方です。

今日の小谷さんが提起された、領有あるいは専有がドイツで国有化になるのか、私は分かりません。地図で示したワイマール期のオルデンプルクの領地が私有地であるのか、多分、私有地と国有地の真ん中くらいになるのか。これがドイツの昔からのラント・ヘルシャフト（Landherrschaft）、領土支配のあり方ですので、それが20世紀の、第二次世界大戦まで残ってたんですね。今も尖閣のところで同じような問題が残っているということがあるかも知れませんが、ドイツの真ん

真ん中でこういうのが第二次世界大戦まで残っていた。

この地域の変革と言いますか、今、かつての東ドイツは、統一してから経済は厳しい状況です。西の方は、ワイマール期、つまり第一次世界大戦後、この地域の農業が個人による経営で、農民から農業経営者になってくる。それが活発に活動するということで、酪農とかで、協同組合を作ってくる。立花隆の「農協」では、農協が流通システムを作り、運営までやるようになることが書かれている。それと同じことがラインラントで起こってきて、それがオルデンブルクの後の古い土地を変えていく。そこらのところは、所有権が成立するのか。私が訪ねたボンの近くのラインラントの農家は35ヘクタールくらい。東ドイツの方は1,500ヘクタールとか。日本だと、新潟の伊藤家が1,500ヘクタールくらいあると思いますね。一つの行政区を支配するくらいにあった。今、東ドイツからは、西に移る人が多い。私のいた研究所にも、東からボンに移ってきたが、周りにロシア語しか話さないドイツ系「ロシア人」が多くて困っていると言っていました。

私はまだ、小谷さんが問題提起の中でおっしゃっていた土地所有が所有なのか、支配なのか。はたまた、その間にあるシュテンデ（有力貴族）の支配は、人の支配なのか、土地の支配なのか。所有権なのか。現在、有力貴族の所有権というのはどうなっているのか。私もそこまではつかんでいませんが。そんなことを、お話をうかがっていて、思いました。

③中島成久氏

私はインドネシアの土地紛争の研究をやっています。無主地の先占ということが今日の小谷先生のお話の中心にありましたが、おもしろいご指摘ですし、私がやっているインドネシアの土地紛争でも、まさしくそういう問題が起きています。シリーズの中ではポストコロナリズム的な発想については否定的にとらえられている傾向があると思われましたが、インドネシアの土地紛争を見ていると、ポストコロニ

アル的な状況がそっくり出ているというふうに言ってもいいかと思えます。

最初に、インドネシアの土地紛争を考える上での3つの年代について指摘します。まず1870年です。それから1960年。それから1998年です。

1870年は、オランダがインドネシアの領土宣言した年です。どういう根拠かという、主にジャワ島とスマトラ島ですが、宅地と水田以外は無主地である、誰も住んでいない、だからそこはオランダが領土として宣言できるというものです。それと同時に、それまではオランダ領インドという植民地国家がインドネシアの経営をやっていましたが、ヨーロッパの民間の資本を導入して、領土宣言した土地を使ってもいいことにする。それによってプランテーションや鉱山の経営が本格的に始まっていくわけです。しかしながら現実には、永借地、オランダ語でエルパック（Erpacht）という言葉を使うんですが、リース契約を結ぶわけです。このリース契約というのが、現在土地紛争、特に西スマトラ州のミナンカバウという母系制の社会の中の人たちが、ここはもともと自分たちの土地だったと言う時の根拠になっていきます。どこそこの土地について自分たちがオランダ植民地政府とリース契約を結んでいるという証拠があるというようなことを言うわけです。

1960年というのは、そういう永借地権を設定された土地について、オランダ時代の法制ですから、インドネシアが独立した後、インドネシアの法制に合わさないといけないということで、農地基本法というものができまして、永借地権を設定された土地の共有地権を認め期限が20年以内のものは元の「所有者」に返還することになりました。しかしその後、1966年にスカルノからスハルトに政権が変わりまして、国家的な開発政策が進められていく。そんな中で、事実上、農地基本法の本質は開発の名の下、共有地権を否定していくような流れになっていきます。公共の利益のためということが前面に出てきたわけ

です。

しかし1998年、スハルト退陣の年ですが、独裁者が去った後に、共有地権がある、さらにさかのぼって植民地時代にもそのような権利を認められているということが、軍による脅迫が少なくなってくると、民衆は大々的に主張できるようになっていきます。

そこで、無主地の問題ですが、建前と実際と言いますか、オランダは無主地を宣言したにもかかわらず、現実的には、ミナンカバウのような親族集団の力が強いところでは、そうした勢力を無視できず、リース契約を結んでいるということが現実にありました。無主地を宣言したけれども実際には人々の共有地権を認めていくということになりました。

そこで、小谷先生の一番最後の問いかけである、領土問題を解決するためにはどうしたらいいかということです。私はそのような問題について提言はできません。現在のインドネシアの国家の中で、土地に対する考え方というものは、インドネシアが独立した後の国有地という考え方、つまり基本的にはオランダ時代の法制度に基づいています。しかし、それは政府は公共的な代表ではないという観点、つまり開発という問題点を考えていった場合には、開発のパイがそこに住んでいる人にはほとんど還元されないということで、反対が起きる、あるいは、返してくれという主張になっていくわけです。インドネシア全体で多くの闘争は敗北していったのですが、ミナンカバウの場合には、いくつかのケースで、完全にとは言えないでも、住民の主張が認められているケースがあります。

ただ、それが土地問題の根本的な解決になるかというのと、現在のコモンス論との関係でいえば、共有地を誰がコントロールするのかという、より根源的な問題が出てきています。結局、ミナンカバウは母系制社会であり、親族集団・村という組織が管理するというようになってきますと、彼らが高い次元での公共性を発揮できるかというのと、これは別の問題です。しかし少なくとも、現在の政府を批判していくよ

うな主体ではあります。

【講演者からのコメント】

(小谷氏)

山本さんの専門である南太平洋の場合、確かに首長制国家がある程度できている場合があります、ヨーロッパ諸国としても、それを一種の国家として相手にしたということがあると思います。例えば、ワイタング条約のように。一番ひどいのはやはりアフリカでしょう。アフリカの方が、太平洋の島々よりも利権として大きかったということもあるかと思いますが。そういったわけで、ケースバイケースで、必ずしも常に無主地だということで勝手にやったわけではないというのは、その通りだと思います。

インドネシアの土地制度はおもしろい話で、後でご本を読ませていただきます。ただ、この場合のコモンズという概念ですが、確かにコモンズと言えば村の入会地のような土地がよく引き合いに出されます。例えば、よく知られた小繋事件という、岩手県の山奥の村の入会地をめぐる紛争があります。戒能通孝先生が活躍された事件です。しかし、今日のコモンズ論というのは、入会地みたいな前近代的な土地問題というよりは、もっとはるかに広い視野で考えることじゃないかと思うのです。歴史的経緯もちろん重要でしょうけど、あらゆる土地をコモンズという概念で考え直してみようという、それぐらいの問題になるべきなのではないかと思います。

【質疑応答】

(佐々木一恵氏／法政大学国際文化学部准教授)

大変興味深いご発表をありがとうございます。私自身は帝国と言ってもアメリカの方なので、土地所有、私的所有の問題、領土拡大の問題などリンクをさせながら、興味深くうかがいました。

先生のお話を聞く中で、土地所有と領土問題というものがリンクし

ていくところで、大きなターニング・ポイントになったのが、19世紀末のベルリン・西アフリカ会議とか、この時期に国民国家という概念の膨張といいますか、それが世界のモデルとして普及していく、それが、国史、国の歴史を持った国民国家にどういった権限が付されていくのかで、それがユニバーサルなフォームとして出てくる。そういった中で、国民国家に私的土地所有と同等のものをかぶせていくような帝国主義とのリンクがここでできあがってくるような感じがしています。国民国家という新しいシステムに、どれだけの権限を持たせるのか、そこが土地所有の問題を考えていくうえで、きっかけになるのかと思いました。

さきほど山本先生も、共産主義はオルタナティブにならないというご意見でした。共産主義は国家にすべてというか、コモンズをゆだねる。それでは、共産主義にしろ、国有地にしろ、国家というものに所有権を持たせないのであれば、どういうオルタナティブが考えられるのかと疑問を持ちました。先生なりのご意見があればおうかがいしたいというのが一点です。

もう一点は、先生がご研究されてきた土地制度史の問題と都市史とが明確に区分されているということです。コモンズの問題を考えていく上では、分離するよりは都市史と共同でやった方が見えてくるような問題、特にドイツにおける都市のコモンズみたいな形で、かなり共有という概念で戦後ドイツが都市経営を、再開発なんかのところでやられているわけです。共同でやられた方が新しいものが出てくるのではないかと、感想として思いました。

(小谷氏)

最初の問題は、国民国家との関係ですね。これは第二部の南塚さんのテーマに密接に関係することですので、南塚さんのところで全面的に議論してもらいたいと思います。

次に、土地国有制ということですが、ソ連の場合は厳密には国有制

ではなかったわけで、コルホーズやソフホーズの一種の共同所有でしたが、うまくいかなかった。現在の中国の場合は、法的には土地はすべて国有ですけど、土地使用权が認められ、私的に売買されています。

そういったいろいろな例を考えて、人が土地を排他的・絶対的に支配するのではないとすると、オルタナティブとしてどんなことがあるかというのは、これから考えていくべきことだと思います。最近あまり議論されていませんが、ひところ出ていたのに、土地公有論というのがありました。個人でも国家でもなく、地方自治体や何らかの中間団体のようなものの所有下に土地を置くという考え方だったと思うのです。必ずしも十分に展開されてこなかったかと思いますが、一つの考え方としてはそんなものもありうるかと思います。

都市史は目の敵にするわけではありません。都市はおもしろいと思います。江戸時代は、江戸、大坂、京都は三都と言われ、土地は自由に売買されていました。三都に関しては、土地税というものは徴収していませんでした。地租改正のときに初めて三都にも地租を導入しました。大都市は税の根幹が営業税なので、土地税はあまり意味がないので、土地には税金もかからず、自由に売買ができた。そういった意味で、都市というのは土地制度上も重要なおもしろいテーマだと思います。インドでも、都市部は地税がかかっていません。農業地は地税なのですか。都市の本質ということで、都市制度史の中で十分検討すべきことだと思います。

(市岡卓氏／法政大学大学院国際文化研究科修士課程)

特に尖閣諸島の問題とからめて議論されているところに関心を持ちました。先生のお話の中で、私的土地所有を神聖不可侵とする考え方がネックになるのではないかと、また、シリーズの中の先生が書かれた部分でも、私的土地保有神話という言葉が出てきまして、これもキーワードとして強い関心を持ったところです。こういった私的土地所有の制度とか、あるいは、国による過去の先占の歴史とか、そういうこ

とを相対化する中で解決策を見いだせる可能性があるのではないかとおっしゃっているように受け止めました。ただ、少しまだ具体的なイメージが分かりかねる部分もありまして、さらに何か具体的なことがあれば、ご説明いただければありがたいと思っております。

(小谷氏)

具体的に政策提言をする段階には至っていない、というより、これは日本の資本主義社会の根幹に関わる問題なので、そうそう安易に、私的土地所有を全面的に廃止して、地方自治体なり、何らかの中間団体の所有にしましょうなんていっても、到底通用するものではないです。

私は世田谷の千歳烏山に住んでいますが、近隣の宅地ミニ開発にはすさまじいものがあり、1軒の家がつぶれると、その跡地に4軒、5軒の零細な家屋が建ちます。そんな隙間もないように建っている一軒家より、高層マンションの方がいいんじゃないかと思いますが、それでも土地付の家を持ちたいという願望は強い。そういう状況の中で、私的土地所有を社会的に制約する方策を考えましょうということなので、そう無防備に言えることではないし、具体的な政策を立てているということでもないのです。とにかく、こういう問題があるのだから、みんなで一緒に考えましょうという段階です。

(川村湊氏／法政大学国際文化学部教授)

先ほどのお話で答が出ているような気もするんですけども、尖閣問題が起きたのは、仕掛け人は石原慎太郎・元都知事にして、彼は都有化しようと仕掛けたんですよ。栗原国起という地主さんの弟さんらしい方の本を読むと、石原さんは都知事になる前から、この土地を売れとかなりしつこく言ってきたということが書かれてあって、その時はたぶん国有化を目指していたんだと思うんですね。この栗原さんの本自体も、後書きで急に変わるんですが、都に売った方がいい、国

に売るつもりはないとずっと主張しているし、その前の栗原家か古賀家の時に、沖縄県に買い取ってもらいたいと工作したけれども、県は金がないということで買わなかった。これはいろいろな方法があるわけで、国から金を借りて沖縄県が買ってれば、国有化の問題にはならない。基本的に石原慎太郎がやったことは、これを国有化、あるいは都有化して、中国対個人の地主さんという形ではなくて、国対国の問題にしてしまおうということ。そのことによって、そこで戦争が起きればいいなあ、そこまで石原慎太郎が考えていたかどうかは分かりませんが、ではこれは、国有地にしなければ、沖縄県が買っていて県有地、あるいは、東京都が買って都有地になっていたとしたら、どうだったんだろうか、ということをお聞きしたいです。先ほどのお話で答えが出ているようなんですが、具体的に現実的に、もしもということをおっしゃるかもしれませんが、知れないんですが。

(小谷氏)

石原慎太郎は、要するに挑発したわけですね。石原自身は本気で都有地にしようと思っていたわけではないと思います。国を挑発して動かして、中国を挑発して……。まあ、戦争までやりたかったわけではないでしょうが。ただ、石原がその前から尖閣諸島に関心があったことは事実です。尖閣諸島が問題になりだしたのは1969年ですね。東シナ海の大陸棚に石油が埋蔵されているということを国連の何かの機関が言い出した。それをきっかけとして、1971年に中国と台湾が尖閣諸島の領有権を主張し始めた。石原もその頃から尖閣に関心をもちはじめたようです。

石原が尖閣諸島を都で買うと言い出したのは多分政治的マヌーバーだったのだと思いますが、例えば沖縄県や石垣市が尖閣諸島の私有地を買ったとしたら、大きな国際問題にはならなかったのではないかと思います。政治的な挑発的行為が行われていなければ、尖閣諸島の所有者が誰であるかということは、あまり問題にはならなかった

だろうと思います。本来領土問題とは無関係なことですから。

(中山寛子氏／法政大学大学院国際文化研究科博士課程)

先生の土地と自由の論文も読ませていただき、自分の研究と関係のある部分もあり、興味深く思いました。

私は、高知県の山村から1950年代に南米に移住した人たちの研究をしております。あの当時、パラグアイに移住した高知の人たちというのは、日本政府の外郭団体のような国営の企業が土地をパラグアイで購入して、その人たちには25町歩、25ヘクタールを販売して、彼らはその土地を購入して移住したわけなんです。パラグアイという国はもともと、土地を持たない、農業をしない人たちが先住民として住んでいたものですから、土地所有という概念がない人たちが原生林の奥に住んでいて、その無主の土地に自分たちができる範囲で作物を作ったり、木から採取したものを食べたりしていました。日本政府が購入した土地の中にはそのような人たちが暮らしていた土地が含まれていました。日本人たちは自分たちが土地を買った、所有権があるということを主張し、彼らに対しては出て行けと主張していて、彼らが自分たちの土地だと主張したときには、追い出しました。その場合に、もともと土地を持っていたのは日本政府の移住機関であり、それは日本の土地と考えられるのかなと思ったんです。そのときに、移住者の人たちが持つ所有権と、パラグアイ国家が領土として土地を持っていて日本政府の移住機関に売った、このことを、土地所有や領有権ということからどういうふうを考えればいいのかと疑問に思いました。

(小谷氏)

具体的なことは私知りませんが、ウルグアイ政府は日本政府に対し土地所有権を売ったのであって、領土を売ったわけでは決していない。領有権は全く関係ないことで、日本政府が買ったのはウルグアイの領有権の下にある私的所有地で、それを日本人移住民に分割して

払い下げたということだと思うのです。ですから、領土問題はそこには、からまないと私は思います。

ついでに言いますと、戦後日本からの海外移民の話は非常におもしろいと思っています。今の若い人は信じられないでしょうけど、私の中学校1年の時に、一人の同級生の一家で移民団に加わり、海外に移住しました。日本の1950年代というのは、まだまだそういう時代だったです。

(今泉裕美子)

私、ミクロネシアの日本植民地化の時代からのことが専門なのですが、尖閣の問題は、例えば新崎さんたちがおっしゃっているように、その地域住民というか、漁業をしている方とかですね、そういう意味では台湾であれ、中国であれ、地域住民同士がつかかってきた交流の中で解決できるのではないかという話があります。これをもっと歴史的に考えてみると、例えば鶴見良行さんが『ナマコの日』で書いているように、植民地権力をくぐり抜けて、ナマコを干して売ってというような流通の中で、必ずしも植民地権力が把握できなかったことがあります。土地でいえば領有権をがちりやって、確かに何かイリ問題とか、その土地の延長線上の問題はあるんですが、実際の海というのは必ずしも植民地化の中でそこで区切られなかった動きがあるわけです。そういった意味で尖閣の場合、海の中の島と考えた場合に、解決策とかそういうことではなくて、先ほどの共有とかコモンズとか、あるいは専有という概念を考える上での、海での地域の人たちの営みとか取組みというのは、先生からどのようにご覧になるのかうかがいたいのですが。

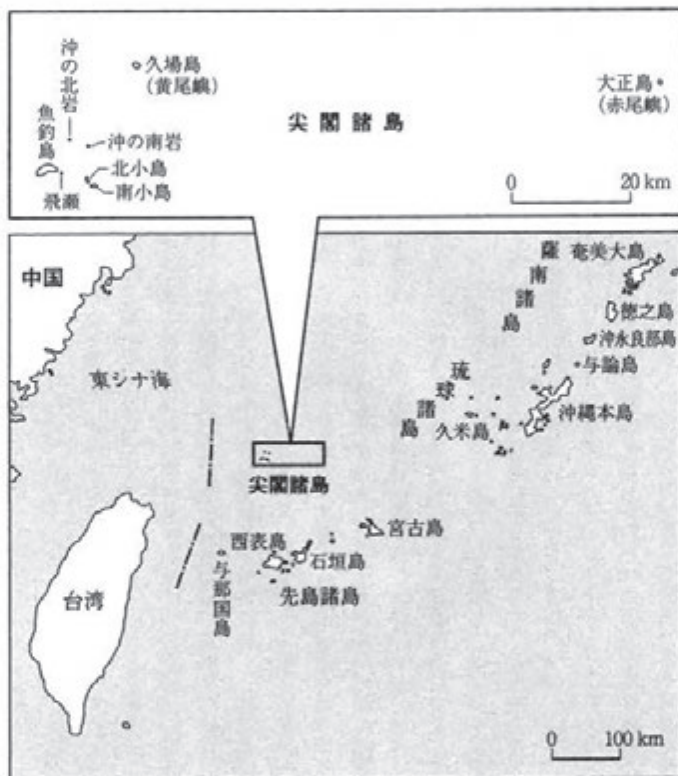
(小谷氏)

そのように国境を越えて動き回る人たちの話というのは、非常におもしろいと思います。ただ、今そういう人たちを海から陸地に定着さ

せようという動きがあると思うのです、ビルマやタイの辺でも。たしかに、水上居住民の人々は、国民国家体系の抜け穴みたいなところにまだ存在していますが、その隙間が確実に狭まっている。ますます国家の枠の中に取り込まれているのが現状なのではないですか。

尖閣について言うと、漁場としてはどうなのでしょう。沖縄の人たちはあそこにはあまり漁業に行っていかなかったみたいですけど。潮流が福建の方から沖縄に流れていて、中国から沖縄に来る船はあの辺を通っていたけれど、逆に沖縄から中国大陆に行く船は北に大きく迂回しないと行けなかったようです。それで、沖縄の人々が尖閣付近の海域で漁業をするということは、少なくとも19世紀半ばまでは少なかったようです。近代的な船ができれば難しいことではないと思いますが。それに比べると台湾の人はあの海域に行きやすかったようで、むしろ台湾の漁民の漁場であった面が強いですね。

(以上)



尖閣諸島概略図(出典：「尖閣問題」とは何か」豊下順彦，岩波現代文庫)